

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス： 中国の独占禁止法と外資系企業への影響

6月7日、国务院常务委员会が「中華人民共和国独占禁止法草案」を原則承認したと報じられた。社会主義国家における独占禁止法という響きに対する違和感は別として、制定への動きは着実に進んでいるようである。草案自体は公表されておらず不明瞭な点も多いが、以下、そのポイントと影響に関して主要な報道をサーベイする形でまとめておきたい。

まず、新華社の報道をみておこう。ここでは、独禁法は市場競争を守り、独占行為を防止し、市場秩序を維持するための重要な法律であるとした上で、既存の法律や行政法規の中には一部反独占に関する規定があるものの、中国の経済発展や国際化に対応できなくなっており、体系的な独禁法の制定が不可避になったとしている。その上で「草案」は海外の経験も踏まえ、独占協議の禁止、支配的地位の濫用禁止、独占行為に対する調査や処分を規定している。「草案」は修正を経た上で全人代に提出・審議されることになる*。

さらに、補足説明として、独禁法については1994年に起草委員会が組織されて以降12年の長きにわたり議論されており、破産法同様、関係者間の認識にばらつきがあり調整に手間取ったこと、また、公共事業である、通信、水道、鉄道、公共交通、輸送、航空、石油、天然ガスの取り扱いをどうするか、多国籍企業が独占的地位を持つ、コンピューターソフトウェア、感光材料、タイヤ、インターネット設備産業などをどうするかが今後の論点として残っているといる。また、草案では社会主義国家特有ともいえる「行政独占（行政による競争制限行為）」に係わる章が削除されたとの情報があることを伝えた上で、その悪影響を懸念している。

次に中国の公式新聞というべきCHINA DAILY紙をみてみよう。概ねは上述新華社と同様だが、草案が、独占を「単一事業者でシェア1/2以上、2業者で2/3以上、3業者で3/4以上所有すること」と定義しているとしている。また、多国籍企業がこの問題に大変敏感になっていること、この文脈で中国で独占的地位を占める外資系企業を採り上げたレポートが関心を集めていることなどに言及している。

英フィナンシャルタイムズ(FT)紙は、この草案は中国で独占的地位を占める外資企業、例えばマイクロソフト社などに重大な影響を持ちうるとのアナリストのコメントを掲載している。一方で、北京は、この独禁法は特に外資系企業を目的としたものではないと発言していること、独禁法は外資企業に特別な要請を行うものではないとのコメントが出されていることも掲載している。また、常务委员会は、独占禁止法を政府のどの部署が扱うかを決めかねており、現在、関係部署、国家発展改革委員会、商務部、国家工商行政管理局間の官僚的抗争が激しく行われているとしている。

われわれ外資系企業としては、「行政独占」による地域保護(例えば上海で地元の外資系自動車企業が保護された事例)や石油や電力など特定業界への保護の今後が関心事であろう。また、より直接的に外資系企業や今後のM&Aにどのような影響を及ぼすかについては、FT紙が目立っている独占禁止法の担い手となる部署が何処になるかも重要だ。市場環境の整備に重点を置くのか、それとも外資企業から自国企業を守りたいのか、などを含めてそれぞれの政府部門の立場も重なってくるからだ。現時点で今後の動向を見通すことはできないが、今しばらく注目しておかなければならないテーマのひとつであろう。

* 本内容を報じた前号(6月14日号)のCHINA NEWS DIGESTの内容に一部誤りがありましたのでここに謝罪させていただきます。当該内容に関しましては上記新華社報道概要にお読みかえ下さい。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●5月の主要経済指標は軒並み4月を上回る

発表された5月の経済指標は軒並み4月を上回った。とりわけ固定資産投資は前年同期比 30.3%と過熱が懸念された2004年夏以来の高い伸びとなった。

5月の主要経済指標

	金額	前年比(%)	4月 (前年比,%)
固定資産投資(都市部)* (億元)	25,443	30.3	29.6
第一次産業* (億元)	226	36.3	33.9
第二次産業* (億元)	11,021	33.5	32.3
第三次産業* (億元)	14,197	27.8	27.6
工業生産(付加価値ベース) (億元)	7,060	17.9	16.6
社会消費財小売総額 (億元)	6,176	14.2	13.6
消費者物価上昇率	-	1.4	1.2
工業品出荷価格	-	2.4	1.9
原材料・燃料・動力購入価格	-	5.5	6.1
輸出 (億ドル)	731.1	25.1	23.8
輸入 (億ドル)	601.1	21.7	15.5
貿易収支 (億ドル)	130.0	-	-
対内直接投資* (億ドル)	229.9	2.8	5.8

*印は1月からの累積ベース。

3. 貿易・投資

●「エネルギー法」制定準備進む

国家エネルギー指導グループ弁公室の責任者は16日、今後2年以内の制定を目処に「エネルギー法」草案の作成準備が進められている事を明らかにした。中国には「石炭法」「電力法」「省エネ法」「再生可能エネルギー法」といったエネルギー資源に関する法律はあるが、これらを含む基本法やエネルギー戦略に欠け、エネルギー供給の安定化やエネルギー構造の改善、環境保護が急務であるとの指摘が高まる中、本年1月に「エネルギー法」起草グループが結成され、起草の具体的な作業が開始された。

同弁公室と国家発展改革委員会は、5月1日から12月1日迄、ホームページ上でアンケート調査を行い、広く国民の声も吸い上げる意向。

＜エネルギー法の6つの主要目標＞

①エネルギーの総合的な開発利用、②健全な経済運営、③エネルギー節約と環境保護、④エネルギー構造の最適化と経済発展の促進、⑤エネルギー政策の規範化、⑥関連投資の多様化と技術改革の推進。

2. 産業

●2005年度中国外食産業トップ100社の分析

商務部、中国料理協会、全国商業情報センターはこのほど、2005年度中国外食産業トップ100社に関する共同調査報告を発表した。

これに拠ると、トップ100社の売上総額は681.23億元、前年比21.3%増と全体的に見て発展は目覚ましいとした上で、更に特徴として、①上位10社でトップ100社の売上の半分を占める、②民営企業が台頭、国有企業の占める割合は1割に減少、③火鍋と特色を持ったレストランの店舗展開が活発且つ安定的に発展、⑤フランチャイズ化が急速に進んでいると分析。

一方、問題点として、①企業間格差が依然として大きい、②利益率が低く、付加価値が小さい、③トップ100社の売上額が全体に占める割合は8%にしか過ぎない等、を指摘している。

外食産業の今後については、海外からの資本、管理ノウハウ、ブランド等の流入も相俟って外食市場は飽和感が高まるが、一方で外食ニーズの多様化、個性化の傾向が強まり、中国の外食企業はブランドの確立、市場メカニズムに沿った経営手法の導入、企業形態の多様化、店舗の小型化等の変化が現れるものと予測している。

4. 金融・為替

●中国人民銀行、預金準備率を0.5%引き上げ

16日、人民銀行は預金準備率を0.5%引上げ8%とすることを発表した。実施は7月5日から。ただし、農業系金融機関(農村信用社、農村合作銀行)は据え置き。5月の経済指標が軒並み増勢を見せる中、引締強化策として打ち出されたものとされる。

●マネーサプライ、貸出しは増加

5月のマネーサプライ(M2)は、前年同期比19.1%の伸びで、伸び率は4月比で0.1%ポイントの増。人民元貸出残高は前年同期比16.0%の伸びで、伸び率は4月比では0.4%ポイントの増。5月の人民元新規貸出額は2,094億元と前年同期比では94%の大幅増になったが、4月比で35%の減となった。

●窓口指導会議が開催される

13日、人民銀行は政策銀行、国有商業銀行、株式制銀行などを集め窓口指導会議を開催した。ここでは、各銀行が貸出急増のリスクに留意すること、マクロ経済・産業政策上の引締め要請に基づき、貸出構造の健全化を図ること、自己資本力の強化を念頭に健全経営を心がけること、手形融資についてもリスクを認識し適切な運営を行う必要があることなどが示唆された。

EXPERT VIEW

公司法改正とコーポレートガバナンス

本年1月1日からの中国での「中華人民共和国公司法」改正、それに続く「中華人民共和国公司登記管理条例」改正、「外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」、「外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見を実施することについての通知」により、新公司法下での外商投資企業に関する組織機構の適用法規が明らかになった。即ち「中外合併」、「中外合作」の有限責任会社の権力機構は、従来通り「董事会」であり、「外商合併」「外商独資」の有限責任会社および外商投資の株主有限公司には公司法が適用され「株主会」が権力機関になる。しかし、一人有限会社の場合は、「株主会」を設置する必要はなく、株主は書面通知により、株主の権利を実行する。董事会設置も任意で、董事会を置いても良いし、董事会を置かず執行董事を一人置き、総経理と兼務することも可能である。更に監事会の設置か監事（株主数が少ないか、規模の小さい有限責任会社）を置くことが義務付けられる。2006年1月1日以前に設立された外商投資企業の定款変更は強制されず、会社が自ら決定することとなり、当面現状のままで問題ない。

さてここで考えたいのは、まず日本で起きているコーポレートガバナンス体制構築、内部統制体制構築、リスクマネジメント体制強化の動きである。連結経営を行う企業で日本の本社・子会社・関連会社だけ上記体制を構築しても不十分で、今後連結ベースでの売上・利益の占める比重の高まる中国現法を含めた形にすることが望まれる。今回の公司法改正に合致する組織形態にすることは勿論であるが、問題は如何にその組織の機能を働かせるかである。従来通りの年一回の形式的な董事会開催、経営と執行が分離されずチェック機能が働かない組織、中国の法律・法規に不慣れな社員による業務監査実施、中国の税制・会計制度に不慣れな社員による会計監査実施等は是正したいところである。

コーポレートガバナンス・内部統制の効いていない企業でしばしば起きるリスクは以下の様なものがある。

- (1) コンプラリスク：頻繁に変更される法規への不対応、無意識の違法・脱税、違法の放置
- (2) 税務リスク：移転価格税制調査での多大な更正額指摘、出張者のP E認定、格差補填給与の損金参入、配賦経費の損金不参入、個人所得税の過少申告、タックスヘイブン対策税制での指摘等
- (3) 会計リスク：粉飾決算、資産横領（リベート、社用車の個人名義での所有、棚卸資産・廃棄済処理済みの固定資産等の横流し、簿外債務・簿外口座の利用、出張費・手当ての水増し、偽造領収書利用による経費の水増し、架空従業員の給与の支払い、中方経費の付け替え等）
- (4) 税関リスク：規制対象品手続き不備、加工貿易の手続きの不備、輸入設備の免税枠手続き不備、中古設備輸入手続き不備、輸出入品規制対応不備、強制認証制度対応不備、通信機器・医療機器等の規制対応不備等
- (5) 人事労務管理リスク：有能な人材の流出、研修後の退職、情報漏えい、従業員による犯罪、労働争議等
- (6) 売掛債権回収リスク：売上債権回収不能、増値税領収証の未回収、架空売上計上
- (7) 知的財産権侵害リスク：不当な権利登記、不当な会社名・商標登録、模倣品、営業秘密・技術の流出、他社権利の侵害

コーポレートガバナンス、内部統制体制の構築時のポイントは、基本的に日本と同じで以下の様な点である。①経営と執行の分離、②総経理の指名・報酬の決定、③外部専門家の助言受入、④董事会の定例開催による経営方針・戦略の柔軟な変更、法令・法規変更への対応、⑤中国の会計税務・法律法規に精通した監査人設置による会計・業務監査体制の強化、⑥グループ経営に関するマネージメントコミティー設置等である。

第二に考えたいのは、中国ビジネスの難しさに対応できる組織形態への変換である。中国ビジネスの難しさは、①1プロジェクト1企業主義に伴う複数現法経営、②外商投資に対する規制、③頻繁に変更される法律・法規・税制・外貨管理規制等への対応等である。各現法の少数の日本から派遣された経営陣が、本業を行いながら、上記②③に対応するのは至難の業である。そこで検討したいのは、本社コーポレート機能各部からの董事派遣と、董事会の定例開催によるコーポレート機能に関する日本本社の関与である。

第三に考えたいのは、複数現法を中国で運営する企業の対応である。上記体制を各現法毎に構築することは、コストアップになるし効率的ではないので、現実的ではなかろう。そこで検討したいのがコーポレートセンター（統括組織であるが、投資性公司、管理性地域本部、コンサルティング会社を活用した擬似的統括組織等）の設置である。コーポレートセンターの董事会が各中国現法の権力機構で、日本本社の各事業部の責任者・本社コーポレート機能部の責任者、及び各現法の総経理が董事として董事会に参加する。そこで決定された施策を各現法の総経理が執行する体制とし、経営と執行を分離する。監事会も設置し、董事、高級管理人員の職務執行の管理監督を行う。できるならば、外部専門家を董事として任命し外部の目を入れることも検討したい。また、コーポレートセンター内に、コーポレートスタッフとして、法務、財務・経理、人事、広報、システム等の中国現法の経験豊富な派遣社員を転籍させ、現法をローカル化しコスト削減、ノウハウの共有化、本社機能部による中国現法支援体制構築を図るべきであろう。

中国でそこまでやる必要があるのかという疑問が当然起きる。しかし、中国の外資に対する規制の影響で、自社の中国ビジネスが現状規模にとどまるという前提なら恐らく上記体制は不要であろう。しかし、現在は中国のWTO加盟に伴う規制緩和で、貿易権と流通権が外資企業に付与され自由にビジネスができつつあり、また中国経済の発展により貨幣価値も高まり中国事業の全社に占める割合も各社とも高まっている。事業が拡大した後に体制を構築しようとする、往々にして多大な労力が必要となる。

また、中国は経済が急速に発展しており、一攫千金を夢見る人が多く、且つ法律が頻繁に変更されるので、不正の起こりやすい環境にあると言える。他の発展途上国でも不正はつきものであるが、中国では1プロジェクト1企業の原則により、外商投資企業が複数運営を余儀なくされ、派遣社員が目が社員一人ひとりにまで行き届かないのと、日本式経営が性善説に基づいて運営されているので不正の対象となるケースが多いのだと思われる。

中国の組織こそ、コーポレートガバナンス、リスクマネージメント体制、内部統制体制の構築が不可欠であろう。

以下が公司法で規定された有限公司の組織機構とその役割であるので、自社の組織再構築を検討して頂きたい。

株主会

人数：1～50人

位置付け：権力機構

職権：①会社の経営方針・投資計画の決定

②董事・監事の選任・更新、董事・監事の報酬の決定

③董事会の報告の審議承認

④監事会・監事の報告の審議承認

⑤会社の年度財務予算案、決算案の審議承認

- ⑥ 会社の利益配分案・損失補填案の審議承認
- ⑦ 会社の増資・減資の決議
- ⑧ 社債発行の決議
- ⑨ 会社の合併・分割・公司形態の変更、解散、清算などの決議
- ⑩ 定款の改定
- ⑪ 定款で規定するその他の職権

開催頻度：定期と臨時

董事会

人数：3～13 人

構成：董事長、副董事長、董事

任期：3 年、再任可能

職権：① 株主会会議の召集、株主会への報告義務

② 株主会の決議の執行

③ 会社の経営計画・投資案の決定

④ 会社の年度財務予算案、決算案の作成

⑤ 会社の利益配分案・損失補填案の作成

⑥ 会社の増資・減資案の作成

⑦ 会社の合併・分割・公司形態の変更、解散案の作成

⑧ 会社の内部管理機構の設置の決定

⑨ 会社の総経理の招聘、解任、報酬事項の決定、総経理の指名に基づき副総経理、財務責任者の招聘、解任、報酬事項の決定

⑩ 会社の基本的管理制度の制定

⑪ 会社の定款で規定するその他の職権

議事方式・議決手続き：定款で規定

総経理

任命：董事会が選任・解任を決定する。董事会に対し責任を負う。

職権：① 会社の生産経営管理業務を統率し、董事会の決定を行使

② 会社の年度経営計画・投資案の実施

③ 会社の内部管理機構の設置案を立案

④ 会社の基本的管理制度を立案

⑤ 会社の具体的規則の制定

⑥ 会社の副総経理、財務責任者の選任、解任の提案

⑦ 董事会が選任・解任を決定する者意外の管理責任者の選任・解任の決定

⑧ 定款・董事会が付与するその他の職権

監事会・監事

資格：董事、高級管理人員は監事を兼任できない

職権：① 公司財務の検査

② 董事、高級管理人員の会社の職務執行行為の監督。罷免権あり

③ 董事、高級管理人員の行為が会社の利益を損ねた場合、税制要求する

④ 臨時株主会の召集提議、董事会で規定する株主会議の召集

⑤ 株主会会議での提案

⑥ 董事、高級管理人員への提訴

⑦ 定款で規定するその他の職権

開催頻度：少なくとも年一回

(中国業務支援室 赤坂 恵司)

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.06.12	8.0145	8.0140~8.0190	8.0188	0.0076	7.0184	-0.0162	1.03275	0.0008	-	-	1.8360	1632.62	1.84
2006.06.13	8.0073	8.0025~8.0125	8.0035	-0.0153	6.9926	-0.0258	1.03090	-0.0019	-	-	1.8772	1627.85	-4.77
2006.06.14	8.0035	8.0000~8.0054	8.0005	-0.0030	-	-	-	-	-	-	2.0072	1609.63	-18.22
2006.06.15	7.9980	7.9980~8.0020	8.0015	0.0010	-	-	1.03060	-0.0003	-	-	2.0529	1612.23	2.60
2006.06.16	7.9970	7.9970~8.0020	8.0020	0.0005	6.9812	-0.0114	1.03040	-0.0002	-	-	2.0532	1654.77	42.54

トピックス

【12日】

- 税関当局によると、5月の貿易黒字は過去最高の130億米ドルとなり、前年同月の90億米ドルを大きく上回った。輸出は前年同月比+25.1%の731億米ドルとなり、輸入は前年同月比+21.7%の601億米ドルとなった。
- ロイター通信によると、政府当局者は、早ければ月内にも、不動産セクターへの投機的な資金流入を抑制するため、外国からの投資に対する新たな規制を発表する可能性があることを明らかにした。
- バーナンキFRB議長は、中国の人民元政策についての質問に対し「より柔軟で市場原理に基づいた為替制度への移行で、中国自身がより良い状態になる」「中国は巨大な経済で、今後ますます独立した金融政策が必要になるだろう。為替制度が固定されていたら、政策の裁量範囲は大幅に制約される」と述べた。さらに、中国経済は成長を過度に輸出に依存しており、為替の柔軟化は経済をより国内消費寄りにバランスをとることに役立つとし、同国が米国の貯蓄率向上や他国の内需拡大、より柔軟な中国・東アジアの為替相場などの要因とともに、国際貿易の不均衡是正に努める義務があるとの見解を示した。

【13日】

- 政府高官は「外貨準備高は既に9000億米ドルを超えた。国際収支の不均衡が、注視すべき新たな問題を引き起こしている」と述べた。

【14日】

- 中銀が発表した5月のM2は、前年同月比+19.1%となった。

【15日】

- 上海証券報によると、呉曉靈 中銀副総裁は、短期金融市場で特別オペを増やし、流動性を吸収する用意があるとの見解を示した。
- 国务院は、信用や投資の過剰な伸びを抑制したり経済の構造的問題を是正するための措置を推し進める方針を示した。
- 国家統計局が発表した2006年1~5月の都市部固定資産投資は、前年同期比+30.3%となった。
- 周小川 中銀総裁は、公開市場操作の拡大を通じて金融政策を微調整する方針を示した。
- 商務部が発表した1~5月の中国への海外直接投資は、229億9000万米ドルで、前年同期比+2.7%となった。5月単月では、前年同月比▲11.8%の45億1000万米ドルだった。

【16日】

- 中国証券報は、銀行業監督管理委員会(CBRC)によると、国内で営業する外銀は、顧客資金の海外投資を申請出来ることになったと報じた。
- アダムズ米財務次官は、中国経済が過熱しているようであるとした上で、人民元改革はまだ十分とは言えないとの見解を示した。また、人民元制度の改革により、中国の経済成長管理能力が高まるとし、日本などの先進国同様の柔軟性を人民元に期待するとした。

RMB レビュー&アウトルック

- 12日、1米ドル8.0145円で寄り付いた人民元は、翌日より大きく上昇。15日朝発表の中央銀行基準レートが約1ヶ月ぶりに8.0元を超過する7.9999元に設定されると、週末には制度変更後最高値となる7.9970元を示現した。16日夜、中央銀行は、商業銀行の預金準備率を0.5%引き上げ、8%とする事を発表した。1~5月の都市部固定資産投資が+30.3%と急激な増加を見せる中、人民元の貸出残高の増加が大きな問題となっている。中銀は中銀証券発行などにより過剰流動性を吸収しているが、設備資金貸出は鈍化の兆しが見えておらず、こうした金融引き締め策を今後も続けていくことになる。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権物であり、著作権法により保護されております。